平成２６年（フ）第５４号
宮崎県西都市大字三宅2895番地２　ロイヤルハイツ205号
債務者　沼口　真也
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５６号
宮崎市清武町加納１―22―４　サンライズ加納101、住民票上の住所宮崎市清武町加納乙62番地30
債務者　東　　耕次
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５７号
宮崎市大字芳士1095番地６
債務者　吉富　　弘
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５８号
宮崎市大字芳士1095番地６
債務者　吉富　美香
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２号
鹿児島県垂水市中俣99番地２、前住所鹿児島県垂水市旭町73番地　市住旭町ＲＣ―13
債務者　今村ミスズ(旧姓岩下・立山・長深田)
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
兵庫県明石市小久保２丁目２番地の14　クレドール西明石３―1203号
債務者　木村　智之
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
兵庫県明石市東朝霧丘27番38号　ピアシティ朝霧205号、前住所神戸市西区玉津町高津橋350番地　農住Ｂ―105号
債務者　安部　傳子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
神戸市西区竜が岡５丁目７番地の３　ビレジふるさと107号
債務者　吉崎　慈美
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
兵庫県明石市魚住町住吉１丁目８番18号　カームハイツ住吉201号
債務者　横山　　泉
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
広島県福山市草戸町１丁目11番14号　ＳＡＴＯビル草戸206
債務者　横山　浩美
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６１７号
千葉県松戸市稔台７丁目46番地の16　サンハイツ稔台Ｂ―103号
債務者　杉山　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６０号
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町311番地
債務者　藤原　　勝
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５６１号
北九州市小倉南区八幡町32番10号
債務者　大石　裕一
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５６２号
北九州市小倉南区八幡町32番10号
債務者　大石レイコ
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８１７号
北九州市小倉北区上富野２丁目５番15号
債務者　藤田眞須子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８１８号
北九州市小倉北区上富野２丁目５番15号
債務者　藤田　知宏
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６７号
北九州市門司区大里戸ノ上１丁目３番18―501号
債務者　御前三枝子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部